

物件調書について

- (1) 物件調書は、物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地の現況及び利用制限等については、ご自身で現地及び現況を確認し、十分な調査等を行って下さい。
- (2) 物件調書と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。
- (3) 物件は、すべて現況有姿での貸付け及び引渡しとなります。
- (4) 木柵等が設置されている物件については、当市は、これらの撤去等及び撤去費用の負担は行いませんので、予めご了承下さい。

・物件調書の主な項目の見方

所在地

- ・所在地は、物件の登記簿に表示されている所在地番を記載しています。

法令等に基づく制限

- ・都市計画法に基づく都市計画決定された内容及び建物を建築する際の建築基準法による制限を記載しています。

なお、都市計画決定内容は、本物件募集時点におけるものであり、将来変更される場合があります。

供給処理施設の状況

- ・「有」—物件の敷地内に供給処理のための引込管等があることを示しています。ただし、経年劣化等により現状のままでは使用できない場合があります。
- ・「可」—物件の敷地内には供給処理のための引込管等はないが、前面道路等に供給処理管があるので、引込が可能なことを示しています。この場合、物件の敷地内への引込費用が必要となります。
- ・「なし」—前面道路等に供給処理管がないことを示しています。

交通機関

- ・物件からの最寄り駅を記載しています。

公共施設

- ・物件最寄りの公共施設を記載しています。

留意事項

- ・上記のほかに当該物件について、留意していただきたい点について記載しています。